

五ヶ瀬町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

平成 28 年 3 月 18 日

五ヶ瀬町告示第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第 3 条 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 7 の規定により町が定める期間は、3 年とする。

(指定の申請及び更新)

第 4 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により指定事業者の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、様式第 1 号に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、法第 115 条の 45 の 6 第 4 項において準用する法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により指定の更新を受けようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の 3 月前までに町長に提出しなければならない。

(指定の通知等)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定をするときは様式第 2 号により、指定をしないとき様式第 3 号により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第 6 条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、様式第 4 号を 10 日以内に町長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業（以下「総合事業」という。）を廃止し、又は休止しようとするときは、様式第 5 号をその廃止又は休止の日の 1 月前までに町長に提出しなければならない。

3 総合事業を休止した指定事業者は、当該総合事業を再開したときは、様式第 6 号を 10 日以内に町長に提出しなければならない。

4 指定事業者は、第 2 項の規定により総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前 1 月以内に当該総合事業におけるサービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第 1 号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の辞退)

第 7 条 指定事業者は、指定を受けた総合事業について辞退しようとするときは、様式第 7 号を辞退しようとする日の 1 月前までに町長に提出しなければならない。

(指定の取消等)

第 8 条 町長は、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消したとき又は指定の全部又は一

部の効力を停止したときは、様式第8号により当該指定事業者に通知するものとする。

(指定の拒否)

第9条 町長は、第4条第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事業者について指定を行うことにより、五ヶ瀬町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(関係機関への情報提供)

第10条 町長は、指定事業者について、指定をし、若しくは指定の更新をし、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止したときは、宮崎県、宮崎県国民健康保険団体連合会その他の関係機関に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間）
- (5) 運営規定
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認めた事項

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。